第四百十一条第五項中「第十四条第一項」を「第十一条第一項及び第十一条の二第一項」に、「同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む）を「同法第十一条第一項中「同じ」に、「」とする」を「（平成八年法律第九十五号。同項において「更生特例法」という。）」と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする」に改める。

第四百五十四条中「第八項」を「第九項」に改め、「（平成八年法律第九十五号）」を削り、「同条第二項及び第六項」を「同条第三項及び第七項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第四百六十三条第五項中「の規定」を「及び第十六条の二第一項の規定」に、「同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同法第十六条第一項中「同じ」に、「「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同じ」に、「」とする」を「。同項において「更生特例法」という。）」と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする」に改める。

第四百八十条第五項中「の規定」を「及び第十六条の二第一項の規定」に、「同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同法第十六条第一項中「同じ」に、「「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同じ」に、「」とする」を「（平成八年法律第九十五号。同項において「更生特例法」という。）」と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする」に改める。

第五百四条第五項中「の規定」を「及び第十一条の二第一項の規定」に、「同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同法第十一条第一項中「同じ」に、「「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同じ」に、「」とする」を「（平成八年法律第九十五号。同項において「更生特例法」という。）」と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする」に改める。

第五百十九条第一項中「第五百二十二条第一項」を「第五百二十一条第一項」に改める。

第五百二十一条第五項及び第五百三十七条第五項中「の規定」を「及び第十一条の二第一項の規定」に、「同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同法第十一条第一項中「同じ」に、「「この法律（この法律において準用する他の法律を含む」を「同じ」に、「」とする」を「平成八年法律第九十五号。同項において「更生特例法」という。）」と、同法第十一条の二第一項中「この法律及び更生特例法」とする」に改める。

別表を削る。

第二節　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第百三十一条　前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「改正後更生特例法」という。）第十二条（改正後更生特例法第百七十八条において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、特例更生事件（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第三項に規定する更生事件及び同法第百六十九条第三項に規定する更生事件をいう。次条において同じ。）であって施行日以後に開始されるもの（以下「改正後特例更生事件」という。）における更生手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第百三十二条　準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後特例更生事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された特例更生事件（以下「改正前特例更生事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第百三十三条　準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後特例更生事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第百三十四条　準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後特例更生事件における公示送達について適用し、改正前特例更生事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子裁判書の作成に関する経過措置）

第百三十五条　準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後特例更生事件における電子裁判書の作成について適用し、改正前特例更生事件における裁判書の作成については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第百三十六条　準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、改正後特例更生事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について、適用する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第百三十七条　準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後特例更生事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前特例更生事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第百三十八条　準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後特例更生事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前特例更生事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2　準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後特例更生事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前特例更生事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第百三十九条　準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、改正後特例更生事件における準用民事訴訟法第二百五条第二項の提出及び準用民事訴訟法第二百十五条第二項の意見の陳述について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第百四十条　準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後特例更生事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前特例更生事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第百四十一条　準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後特例更生事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前特例更生事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の作成等に関する経過措置）

第百四十二条　改正後更生特例法第八十六条及び第二百五十三条の規定は、改正後特例更生事件における電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の作成、記録及び更正の処分について適用し、改正前特例更生事件における更生債権者表又は更生担保権者表の作成、記載及び更正の処分については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる更生債権者表又は更生担保権者表の更正の処分（次項において「更生債権者表等の更正の処分」という。）は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨の書面を作成してしなければならない。

3　民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、更生債権者表等の更正の処分について準用する。